亀山市告示第48号

亀山市認定こども園施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市認定こども園施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、就学前教育・保育施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日付けこ成事第466号子ども家庭庁長官通知)別紙就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(以下「国交付要綱」という。)に基づき、子どもを安心して育てることができる体制を確保するために市が策定する整備計画(以下「整備計画」という。)に基づき認定こども園の新設、修理、改造又は整備(以下「施設整備」という。)を実施する社会福祉法人及び学校法人に対し、施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所のうち、国、都道府県及び市町村(特別区を含む。)以外の者が市内に設置したものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市認定こども園施設整備費補助金(以下「補助金」という。)という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に民間保育所等を有し、又は開設しようとする社会福祉法人及び学校法人とする。

(補助金の交付対象となる施設整備)

第5条 補助金の交付の対象となる施設整備は、整備計画に基づいて実施される認定こ ども園の施設整備とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内において市長が定める。
 - (1) 国交付要綱で定める基準により算出した額
 - (2) 対象経費(国交付要綱別表1-1及び別表1-2に定める対象経費をいう。)の 実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いず れか少ない額

(事前提出書類)

- 第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
 - (1) 社会福祉施設等整備計画書(様式第1号)
 - (2) 認定こども園整備計画書(様式第2号)
 - (3) 認定こども園整備に係る見積書及び設計図面
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

社会福祉施設等整備計画書

年 月 日

代表者住所 代表者氏名 担当者氏名 担当者連絡先

- 1 整備を計画している施設種別・定員等
 - 施設名
 - ② 整備地 亀山市
 - ③ 設置主体(予定)
 - ④ 施設種別
 - ⑤ 整備区分
 - ⑥ 整備定員
 - ⑦ その他
- 2 整備の動機、これまでの取組
 - ① 整備をしようとする理由
 - ② これまでの取組(地元、地権者等への説明等)
 - ③ 施設構想(どのような施設にしたいとお考えですか。)
- 3 整備用地の確保
 - ① 確保の見通し
 - ア 取得済である。 イ 確保が確実である。 ウ ほぼ見通しが立っている。 エ その他(現状を具体的に記入してください。)
 - ② 上記①のア、イ、ウの場合の所在地、面積、地目及び地権者
 - ア 所在地
 - イ 面 積
 - ウ地目
 - エ 地権者については、一覧表を添付してください。

| 4 | 資金計画 | (概算) |
|---|---------|--|
| _ | 貝 巫 田 岡 | (1941) |

| (1) | 事業費 | (単位 | : 千円 | 1) |
|-----|-----|-----|------|----|
| | | | | |

| 用地費 | |
|-------------------|---------|
| 建設工事費(附帯工事を含む。) | |
| 設備費 | |
| 設計監理費 | |
| その他 | |
| 合計 | |
| ② 財源内訳 | (単位:千円) |
| 自主財源 | |
| 寄付金(| |
| 国庫補助金・県費補助金 | |
| 市補助金 | |
| 民間補助金 () | |
| 借入金(独立行政法人福祉医療機構) | |
| 借入金 () | |
| その他 | |
| 合計 | |
| | |

③ 上記借入金に係る返済計画

認定こども園整備計画書

1 概要

| 項目 | 内容 | | | | | | |
|----|-----------|---------|--------|-------|-------|------|--|
| 1 | 整備・運 | 営法人名 | | | | | |
| | 定員(人) | | | | | | |
| 2 | (内訳) | 0歳児 | | 1歳児 | | 2歳児 | |
| | (人) | 3歳児 | | 4歳児 | | 5 歳児 | |
| | 建物の構造及び規模 | | | | | | |
| | 構造 | | | | | | |
| 3 | 耐火、準耐火等 | | | | | | |
| | 階数 | | | | | | |
| | 延床面積(m²) | | | | | | |
| | 園庭の造作及び規模 | | | | | | |
| 4 | 園庭面積 | (m^2) | | | | | |
| 4 | 主な造作物 | 勿 | | | | | |
| | | | 馬 | 主車場の規 | 摸 | | |
| 5 | 職員用(台分) | | | | | | |
| | 保護者・来容 | 客用(台分) | | | | | |
| | | 整備費 | 費用(用地、 | 、建物に関 | する費用会 | 全て) | |
| 6 | 整備額(円) | | | | | | |
| | (内訳) (円) | 自己資金 | | | | | |
| | | 借入金 | | | | | |
| | | その他 | | | | | |

2 開所時間

| 区分 | 開所時間(保育時間) | うち延長保育時間 |
|-------|------------|----------|
| 月~金曜日 | | |
| 土曜日 | | |
| 日曜日 | | |

3 建設予定地の状況

| 建設予定地地番 | 地目 | 面積(m²) | 所有形態(所有者) |
|---------|----|--------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 敷地面積計 | | | |